

静岡県告示第379号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年5月22日

静岡県知事 川勝平太

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

下田市高馬1028の1・1030・1045（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除に係る保安林の所在場所

下田市高馬1036の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び賀茂農林事務所並びに下田市役所に備え置いて縦覧に供する。）